

○浅麓環境施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する
条例

昭和41年3月4日

条例第13号

改正 昭和57年10月1日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条に基き、職務に専念する義務の特例に関し、定めることを目的とする。

(職員の範囲)

第2条 この条例において「職員」とは、法第3条第2項に規定する一般職に属するすべての地方公務員をいう。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前各号に規定する場合を除くほか、組合長が定める場合

附 則

この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。